

プラン【改訂版】（素案・たたき台）	現行プラン	備考
目次	目次	
I 基本的事項 <ul style="list-style-type: none"> 1 策定の趣旨 2 プランの位置づけ 3 プランの期間 4 プランの策定・推進体制 	I 基本的事項 <ul style="list-style-type: none"> 1 策定の趣旨 2 プランの位置づけ 3 プランの期間 4 プランの策定・推進体制 	
II 道立病院の現状と課題 <ul style="list-style-type: none"> 1 道立病院の現況 2 経営形態の移行及び経営状況 3 病院経営上の課題 	II 道立病院の現状と課題 <ul style="list-style-type: none"> 1 道立病院の現況 2 経営形態の移行及び経営状況 3 病院経営上の課題 	
III 道立病院が果たすべき役割・機能 <ul style="list-style-type: none"> 1 江差病院 2 羽幌病院 3 緑ヶ丘病院 4 向陽ヶ丘病院 5 子ども総合医療・療育センター（コドモックル） 6 北見病院 	III 道立病院が果たすべき役割・機能 <ul style="list-style-type: none"> 1 江差病院 2 羽幌病院 3 緑ヶ丘病院 4 向陽ヶ丘病院 5 子ども総合医療・療育センター（コドモックル） 6 北見病院 	
IV 医療従事者等の確保対策 <ul style="list-style-type: none"> 1 現状 2 課題 3 今後の取組 	IV 医療従事者等の確保対策 <ul style="list-style-type: none"> 1 現状 2 課題 3 今後の取組 	
V 機能分化・連携強化 <ul style="list-style-type: none"> 1 現状 2 課題 3 今後の取組 	V 再編・ネットワーク化 <ul style="list-style-type: none"> 1 現状 2 課題 3 今後の取組 	○国ガイドラインに合わせた修正
VI 新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組 <ul style="list-style-type: none"> 1 現状 2 課題 3 今後の取組 		○国ガイドラインに合わせた修正
VII 経営の効率化 <ul style="list-style-type: none"> 1 現状 2 課題 3 設定する指標及び数値目標 4 経営改善に向けた取組 5 経営形態の移行 	VI 経営の効率化 <ul style="list-style-type: none"> 1 現状 2 課題 3 設定する指標及び数値目標 4 経営改善に向けた取組 5 経営形態の移行 	
VIII 一般会計負担金の算定の考え方	VII 一般会計負担金の算定の考え方	
IX 収支計画及び数値目標	VIII 収支計画及び数値目標	

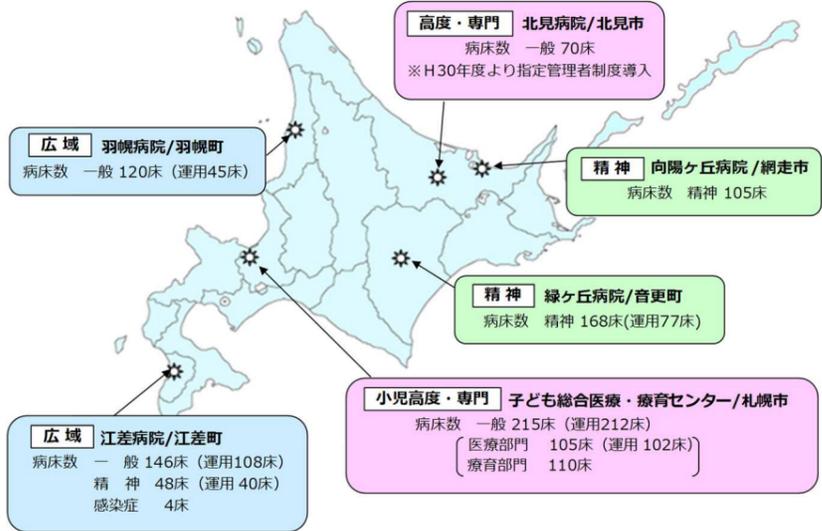
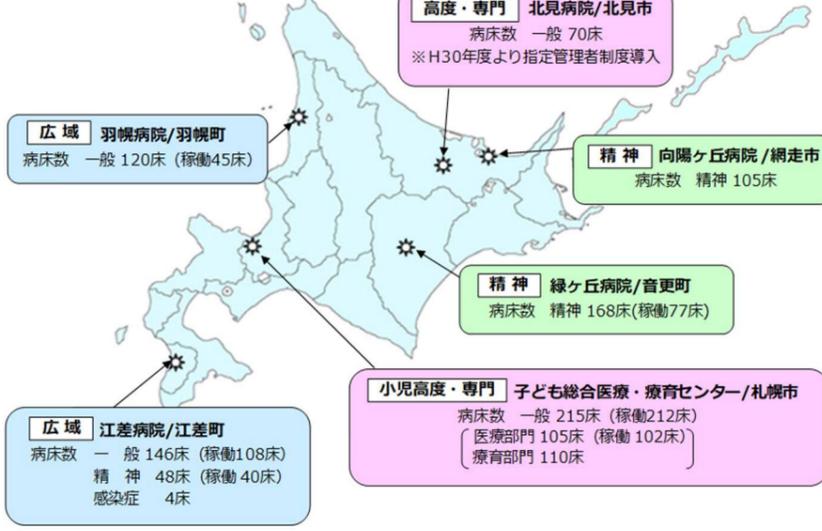
「北海道病院事業改革推進プラン【改訂版】（素案・たたき台）」新旧対照表

プラン【改訂版】（素案・たたき台）	現行プラン	備考
<p>X プランの点検・評価、公表等・・・●</p> <p>1 北海道病院事業推進委員会の設置・・・●</p> <p>2 委員会点検・評価の公表・・・●</p> <p>巻末資料・・・●</p>	<p>IX プランの点検・評価、公表等・・・48</p> <p>1 北海道病院事業推進委員会の設置・・・48</p> <p>2 委員会点検・評価の公表・・・48</p> <p>巻末資料・・・49</p>	

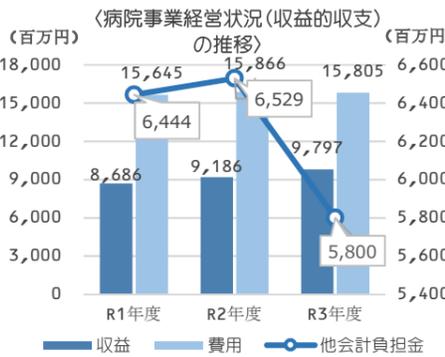
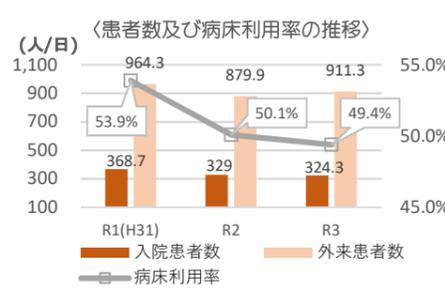
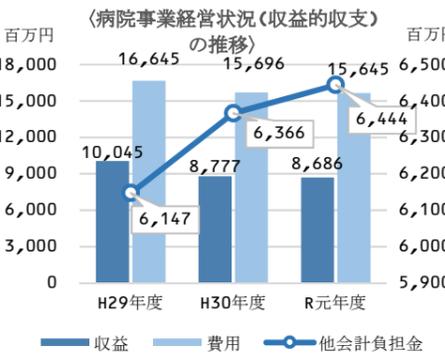
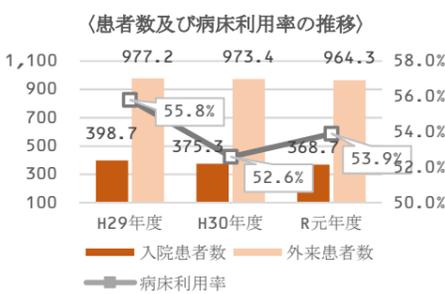
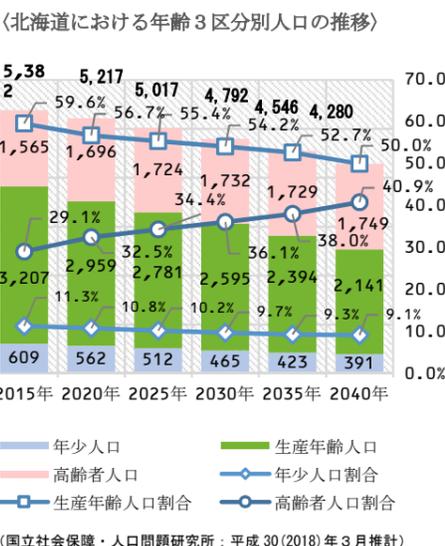
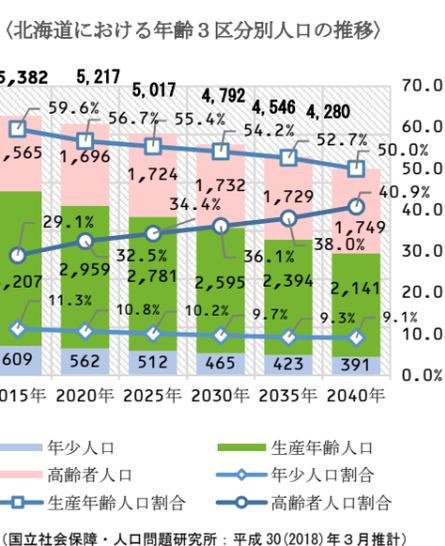
「北海道病院事業改革推進プラン【改訂版】(素案・たたき台)」新旧対照表

プラン【改訂版】(素案・たたき台)	現行プラン	備考
<p>I 基本的事項</p> <p>1 策定の趣旨</p> <p>道では、道立病院が地域に必要な医療を継続して提供していくことができるよう、平成 29 年(2017 年)3 月に策定した「北海道病院事業改革推進プラン」に基づき、経営改善に向けた病院運営の見直しを進めてきたところです。</p> <p>人口減少や少子高齢化の進行など、本道の病院経営を取り巻く環境が厳しさを増していく中で、道立病院が今後とも、地域で必要とされる医療を提供していくため、公立病院としての公共性を確保するとともに、効果的、効率的な医療の提供や経済性の追求など、経営改革を着実に進めていく必要があります。</p> <p>また、道立病院が引き続き周辺医療機関との連携や役割・機能分担を進めるとともに、道民の皆様が医療や介護サービスが必要となっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療と介護の連携も十分考慮しながら、地域のニーズに適切に応えていく必要もあります。</p> <p>こうした状況を踏まえながら、直面する課題に的確に対応するため、令和 3 年度(2021 年度)に新たなプランを策定し、経営改革に向けた取組を推進してきたところですが、令和 4 年(2022 年)3 月に国から「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」が示されたことから、より一層経営強化を図るため、本プランを改訂するものです。</p> <p>2 プランの位置づけ</p> <p>○ 本プランは、「北海道総合計画」が示す政策の基本的な方向に沿って策定、推進する特定分野別計画であり、「持続可能な開発目標 (SDGs)」の達成に資するものです。</p> <div data-bbox="172 1146 1163 1367" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals : SDGs)</p> <p>2015 年 9 月に国連サミットで採択された、2030 年を期限とする先進国を含む国際社会全体の開発目標であり、17 のゴール(目標)と、それぞれの下により具体的な 169 のターゲットがある。全ての関係者(先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等)の役割を重視し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に統合的に取り組むもの。</p> </div> <p>3 プランの期間</p> <p>令和 3 年度(2021 年度)から令和 9 年度(2027 年度)までの 7 年間とします。</p> <p>4 プランの策定・推進体制</p> <p>○ 本プランの策定に当たっては、医師会や医育大学、専門領域の医師、自治体病院からの外部委員で構成する「北海道病院事業推進委員会改革推進プラン検討部会」において必要な協議を行うとともに、パブリックコメントを実施し、広く道民や医師会をはじめ関係団体からも意見を伺いながら本プランを取りまとめました。</p> <p>○ 本プランについては、「北海道病院事業推進委員会」で点検・評価をいただきながら推進していきます。</p>	<p>I 基本的事項</p> <p>1 策定の趣旨</p> <p>道では、道立病院が地域に必要な医療を継続して提供していくことができるよう、平成 29 年(2017 年)3 月に策定した「北海道病院事業改革推進プラン」に基づき、経営改善に向けた病院運営の見直しを進めてきたところです。</p> <p>人口減少や少子高齢化の進行など、本道の病院経営を取り巻く環境が厳しさを増していく中で、道立病院が今後とも、地域で必要とされる医療を提供していくため、公立病院としての公共性を確保するとともに、効果的、効率的な医療の提供や経済性の追求など、経営改革を着実に進めていく必要があります。</p> <p>また、道立病院が引き続き周辺医療機関との連携や役割・機能分担を進めるとともに、道民の皆様が医療や介護サービスが必要となっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療と介護の連携も十分考慮しながら、地域のニーズに適切に応えていく必要もあります。</p> <p>こうした状況を踏まえながら、直面する課題に的確に対応するとともに、<u>経営改革に向けた取組を一層推進するため、令和 3 年度(2021 年度)を始期とする新たなプランを策定するものです。</u></p> <p>2 プランの位置づけ</p> <p>○ 本プランは、「北海道総合計画」が示す政策の基本的な方向に沿って策定、推進する特定分野別計画であり、「持続可能な開発目標 (SDGs)」の達成に資するものです。</p> <div data-bbox="1279 1146 2270 1367" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals : SDGs)</p> <p>2015 年 9 月に国連サミットで採択された、2030 年を期限とする先進国を含む国際社会全体の開発目標であり、17 のゴール(目標)と、それぞれの下により具体的な 169 のターゲットがある。全ての関係者(先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等)の役割を重視し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に統合的に取り組むもの。</p> </div> <p>3 プランの期間</p> <p>令和 3 年度(2021 年度)から令和 7 年度(2025 年度)までの 5 年間とします。</p> <p>4 プランの策定・推進体制</p> <p>○ 本プランの策定に当たっては、医師会や医育大学、専門領域の医師、自治体病院からの外部委員で構成する「北海道病院事業推進委員会改革推進プラン検討部会」において必要な協議を行うとともに、パブリックコメントを実施し、広く道民や医師会をはじめ関係団体からも意見を伺いながら本プランを取りまとめました。</p> <p>○ 本プランについては、「北海道病院事業推進委員会」で点検・評価をいただきながら推進していきます。</p>	<p>・国のガイドラインが示されたことによる時点修正</p> <p>・新ガイドラインの対象期間と整合を図るための修正</p>

「北海道病院事業改革推進プラン【改訂版】（素案・たたき台）」新旧対照表

プラン【改訂版】（素案・たたき台）	現行プラン	備考												
<p>II 道立病院の現状と課題</p> <p>1 道立病院の現況</p> <p>道立病院は、公立病院としての公共性の確保や公営企業としての経済性の追求に努めながら、民間医療機関が参入しにくい地域での広域的な医療や精神医療、高度・専門医療など、地域に必要な医療を提供しており、現在6つの病院を運営しています。</p> <table border="1" data-bbox="157 548 1172 974"> <tr> <th>広域医療</th> <th>精神医療</th> <th>高度・専門医療</th> </tr> <tr> <td> 江差病院 羽幌病院 ○民間の医療機関が参入しにくい地域において、地域センター病院として地域の医療の確保を図っています。 </td> <td> 緑ヶ丘病院 向陽ヶ丘病院 ○精神保健福祉法に基づき、都道府県に設置義務のある精神科病院であり、圏域における救急や急性期医療を担うとともに、児童・思春期精神医療、向陽ヶ丘病院においては、認知症専門医療を提供しています。 </td> <td> 北見病院 子ども総合医療・療育センター ○北見病院は第三次医療圏における循環器・呼吸器疾患、子ども総合医療・療育センターは全道域を対象とした小児疾患に対し、それぞれ高度で専門的な技術・設備を活用して専門性の高い医療を提供しています。 </td> </tr> </table> <p>※精神保健福祉法：正式名称「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」</p> <p>【全道図】所在地等一覧</p> 	広域医療	精神医療	高度・専門医療	江差病院 羽幌病院 ○民間の医療機関が参入しにくい地域において、地域センター病院として地域の医療の確保を図っています。	緑ヶ丘病院 向陽ヶ丘病院 ○精神保健福祉法に基づき、都道府県に設置義務のある精神科病院であり、圏域における救急や急性期医療を担うとともに、児童・思春期精神医療、向陽ヶ丘病院においては、認知症専門医療を提供しています。	北見病院 子ども総合医療・療育センター ○北見病院は第三次医療圏における循環器・呼吸器疾患、子ども総合医療・療育センターは全道域を対象とした小児疾患に対し、それぞれ高度で専門的な技術・設備を活用して専門性の高い医療を提供しています。	<p>II 道立病院の現状と課題</p> <p>1 道立病院の現況</p> <p>道立病院は、公立病院としての公共性の確保や公営企業としての経済性の追求に努めながら、民間医療機関が参入しにくい地域での広域的な医療や精神医療、高度・専門医療など、地域に必要な医療を提供しており、現在6つの病院を運営しています。</p> <table border="1" data-bbox="1252 548 2267 974"> <tr> <th>広域医療</th> <th>精神医療</th> <th>高度・専門医療</th> </tr> <tr> <td> 江差病院 羽幌病院 ○民間の医療機関が参入しにくい地域において、地域センター病院として地域の医療の確保を図っています。 </td> <td> 緑ヶ丘病院 向陽ヶ丘病院 ○精神保健福祉法に基づき、都道府県に設置義務のある精神科病院であり、圏域における救急や急性期医療を担うとともに、児童・思春期精神医療、向陽ヶ丘病院においては、認知症専門医療を提供しています。 </td> <td> 北見病院 子ども総合医療・療育センター ○北見病院は第三次医療圏における循環器・呼吸器疾患、子ども総合医療・療育センターは全道域を対象とした小児疾患に対し、それぞれ高度で専門的な技術・設備を活用して専門性の高い医療を提供しています。 </td> </tr> </table> <p>※精神保健福祉法：正式名称「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」</p> <p>【全道図】所在地等一覧</p> 	広域医療	精神医療	高度・専門医療	江差病院 羽幌病院 ○民間の医療機関が参入しにくい地域において、地域センター病院として地域の医療の確保を図っています。	緑ヶ丘病院 向陽ヶ丘病院 ○精神保健福祉法に基づき、都道府県に設置義務のある精神科病院であり、圏域における救急や急性期医療を担うとともに、児童・思春期精神医療、向陽ヶ丘病院においては、認知症専門医療を提供しています。	北見病院 子ども総合医療・療育センター ○北見病院は第三次医療圏における循環器・呼吸器疾患、子ども総合医療・療育センターは全道域を対象とした小児疾患に対し、それぞれ高度で専門的な技術・設備を活用して専門性の高い医療を提供しています。	
広域医療	精神医療	高度・専門医療												
江差病院 羽幌病院 ○民間の医療機関が参入しにくい地域において、地域センター病院として地域の医療の確保を図っています。	緑ヶ丘病院 向陽ヶ丘病院 ○精神保健福祉法に基づき、都道府県に設置義務のある精神科病院であり、圏域における救急や急性期医療を担うとともに、児童・思春期精神医療、向陽ヶ丘病院においては、認知症専門医療を提供しています。	北見病院 子ども総合医療・療育センター ○北見病院は第三次医療圏における循環器・呼吸器疾患、子ども総合医療・療育センターは全道域を対象とした小児疾患に対し、それぞれ高度で専門的な技術・設備を活用して専門性の高い医療を提供しています。												
広域医療	精神医療	高度・専門医療												
江差病院 羽幌病院 ○民間の医療機関が参入しにくい地域において、地域センター病院として地域の医療の確保を図っています。	緑ヶ丘病院 向陽ヶ丘病院 ○精神保健福祉法に基づき、都道府県に設置義務のある精神科病院であり、圏域における救急や急性期医療を担うとともに、児童・思春期精神医療、向陽ヶ丘病院においては、認知症専門医療を提供しています。	北見病院 子ども総合医療・療育センター ○北見病院は第三次医療圏における循環器・呼吸器疾患、子ども総合医療・療育センターは全道域を対象とした小児疾患に対し、それぞれ高度で専門的な技術・設備を活用して専門性の高い医療を提供しています。												

「北海道病院事業改革推進プラン【改訂版】(素案・たたき台)」新旧対照表

プラン【改訂版】(素案・たたき台)	現行プラン	備考
<p>2 経営形態の移行及び経営状況</p> <p>道立病院局では、平成 29 年度(2017 年度)から国の「新公立病院改革ガイドライン」に基づく「北海道病院事業改革推進プラン」をスタートさせると同時に、病院事業の経営形態を地方公営企業法の全部適用に移行し、新たに設置した病院事業管理者の下、医療従事者確保対策の充実や経営の効率化を図るとともに、各病院の地域連携部門を強化するなど、プランに掲げる目標の達成に向けて取り組んできました。</p> <p>しかしながら、人口減少や新型コロナウイルス感染症による受診控えなどにより、入院患者数・外来患者数は減少傾向となっている一方で、新型コロナウイルス感染症関連補助金により収支差は改善しています。また、他会計負担金は60 億円前後で推移しています。</p>  	<p>2 経営形態の移行及び経営状況</p> <p>道立病院局では、平成 29 年度(2017 年度)から国の「新公立病院改革ガイドライン」に基づく「北海道病院事業改革推進プラン」をスタートさせると同時に、病院事業の経営形態を地方公営企業法の全部適用に移行し、新たに設置した病院事業管理者の下、医療従事者確保対策の充実や経営の効率化を図るとともに、各病院の地域連携部門を強化するなど、プランに掲げる目標の達成に向けて取り組んできました。</p> <p>しかしながら、人口減少や精神医療における「入院医療中心から地域生活中心へ」という国の方針に基づく地域移行の推進などにより、入院患者数・外来患者数が減少するとともに、収支差が拡大しており、他会計負担金は60 億円台で推移しています。</p>  	<p>※グラフ中の令和 3 年度数値は、決算見込</p> <p>・直近の経営状況を踏まえた時点修正</p>
<p>3 病院経営上の課題</p> <p>(1) 病院経営を巡る環境変化への対応</p> <p>全国を上回るスピードで人口減少が進行する本道において、特に一般病床を有する道立病院が所在する地域では、その傾向が著しく、近年の患者数の推移からも患者数の増加を前提とした経営改善は困難であることから、周辺医療機関との連携や役割分担・機能分担を進め、効果的、効率的に医療を提供していくことが求められます。</p> <p>精神医療については、国の方針等によって、入院患者数が減少傾向にあることから、今後の患者動向等を見据えながら、精神科医療を取り巻く環境変化にも適切に対応していく必要があります。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症を含む新興感染症への対応にあたっては、各道立病院の機能に応じて、感染症対策を講じた上で、対応していく必要があります。</p> 	<p>3 病院経営上の課題</p> <p>(1) 病院経営を巡る環境変化への対応</p> <p>全国を上回るスピードで人口減少が進行する本道において、特に一般病床を有する道立病院が所在する地域では、その傾向が著しく、近年の患者数の推移からも患者数の増加を前提とした経営改善は困難であることから、周辺医療機関との連携や役割分担・機能分担を進め、効果的、効率的に医療を提供していくことが求められます。</p> <p>精神医療については、国の方針等によって、入院患者数が減少傾向にあることから、今後の患者動向等を見据えながら、精神科医療を取り巻く環境変化にも適切に対応していく必要があります。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の流行を受け、道立病院においても各病院の機能に応じて、<u>新型コロナウイルスなどの感染症対策を講じる</u>必要があります。</p> 	<p>・国ガイドラインを踏まえた修正</p>

「北海道病院事業改革推進プラン【改訂版】（素案・たたき台）」新旧対照表

プラン【改訂版】（素案・たたき台）	現行プラン	備考
<p>(2) 医療従事者の確保</p> <p>道立病院が安定的な医療を継続して提供するためには、医療従事者の確保が最も重要です。</p> <p>特に医師の確保については、医育大学への医師派遣要請を中心とし、全国自治体病院協議会への斡旋依頼を行うほか、専門研修プログラムを整備・運用し、新専門医制度に対応するとともに、医師事務作業補助者の配置等による勤務負担の軽減にも取り組んでいます。また、必要な医師の充足には至らず、一部、診療体制にも影響が生じています。</p> <p>また、令和6年(2024年)には医師の働き方改革の一環である時間外労働の上限規制が施行されることから、医師等の医療従事者がより働きやすい環境で勤務できるよう、勤務環境の整備を進める必要があります。</p> <p>看護師については、都市部での需要が高まっているほか、介護分野での需要が拡大し、地域によっては確保が厳しい状況が継続しており、薬剤師についても、調剤薬局などでの継続的な需要の高まりに伴い、病院に勤務する薬剤師の確保が難しくなっています。</p> <p>このため、医師ばかりでなく、道立病院を支える医療従事者について、人材確保策の実効性を高めていく必要があります。</p> <p>(3) 経営改革に向けた取組の充実強化</p> <p>地域の医療需要が減少していく中で、必要な収益を確保していくためには、質の高い医療の提供とともに、診療報酬上、より高い施設基準や加算措置等を積極的に取得し、診療単価の増加を図っていく必要があります。</p> <p>また、令和4年度(2022年度)の診療報酬改定では、医療従事者の負担軽減をはじめ、医師等の働き方改革の推進や<u>新型コロナウイルス感染症等にも対応できる医療提供体制の構築</u>のための取組などが高く評価されており、こうした診療報酬制度の改正に迅速に対応していく必要があります。</p> <p>Ⅲ 道立病院が果たすべき役割・機能</p> <p>道立病院は、昭和23年(1948年)に日本医療団北海道支部から7病院2診療所の移管を受け発足し、現在に至るまで25病院を運営し、道民医療の確保に努めてきました。結核患者の減少や民間病院の開設により地域における医療提供体制が整備されてきたことなどから、これまで8病院を市町村などに移管するとともに、11病院を廃止し、北海道医療計画や地域の医療実情などを踏まえつつ、現在6病院を運営しています。</p> <p>こうした中、道立病院事業については、平成29年(2017年)4月から地方公営企業法の全部適用へ移行するとともに、平成30年(2018年)4月には北見病院に指定管理者制度を導入するなど、道立病院の効果的、効率的な運営に取り組んできたところです。</p> <p>一方、地域の人口減少や高齢化の進行に伴い、医療需要が大きく変化する中で、患者数の減少や医師、看護師等の医療従事者の確保が困難な状況にあるなど、本道の病院経営を取り巻く環境は大変厳しい状況にあります。道立病院においては、引き続き民間医療機関が参入しにくい地域での広域的な医療をはじめ、精神医療といった不採算医療や高度・専門医療などを提供する役割を担っていく必要があります。</p>	<p>(2) 医療従事者の確保</p> <p>道立病院が安定的な医療を継続して提供するためには、医療従事者の確保が最も重要です。</p> <p>特に医師の確保については、医育大学への医師派遣要請を中心とし、全国自治体病院協議会への斡旋依頼を行うほか、専門研修プログラムを整備・運用し、新専門医制度に対応するとともに、医師事務作業補助者の配置等による勤務負担の軽減にも取り組んでいます。また、必要な医師の充足には至らず、一部、診療体制にも影響が生じています。</p> <p>また、令和6年(2024年)には医師の働き方改革の一環である時間外労働の上限規制が施行されることから、医師等の医療従事者がより働きやすい環境で勤務できるよう、勤務環境の整備を進める必要があります。</p> <p>看護師については、都市部での需要が高まっているほか、介護分野での需要が拡大し、地域によっては確保が厳しい状況が継続しており、薬剤師についても、調剤薬局などでの継続的な需要の高まりに伴い、病院に勤務する薬剤師の確保が難しくなっています。</p> <p>このため、医師ばかりでなく、道立病院を支える医療従事者について、人材確保策の実効性を高めていく必要があります。</p> <p>(3) 経営改革に向けた取組の充実強化</p> <p>地域の医療需要が減少していく中で、必要な収益を確保していくためには、質の高い医療の提供とともに、診療報酬上、より高い施設基準や加算措置等を積極的に取得し、診療単価の増加を図っていく必要があります。</p> <p>また、令和2年度(2020年度)の診療報酬改定では、医療従事者の負担軽減をはじめ、医師等の働き方改革の推進や<u>医療機能の分化・強化、連携、地域包括ケアシステムの推進</u>のための取組などが高く評価されており、こうした診療報酬制度の改正に迅速に対応していく必要があります。</p> <p>Ⅲ 道立病院が果たすべき役割・機能</p> <p>道立病院は、昭和23年(1948年)に日本医療団北海道支部から7病院2診療所の移管を受け発足し、現在に至るまで25病院を運営し、道民医療の確保に努めてきました。結核患者の減少や民間病院の開設により地域における医療提供体制が整備されてきたことなどから、これまで8病院を市町村などに移管するとともに、11病院を廃止し、北海道医療計画や地域の医療実情などを踏まえつつ、現在6病院を運営しています。</p> <p>こうした中、道立病院事業については、平成29年(2017年)4月から地方公営企業法の全部適用へ移行するとともに、平成30年(2018年)4月には北見病院に指定管理者制度を導入するなど、道立病院の効果的、効率的な運営に取り組んできたところです。</p> <p>一方、地域の人口減少や高齢化の進行に伴い、医療需要が大きく変化する中で、患者数の減少や医師、看護師等の医療従事者の確保が困難な状況にあるなど、本道の病院経営を取り巻く環境は大変厳しい状況にあります。道立病院においては、引き続き民間医療機関が参入しにくい地域での広域的な医療をはじめ、精神医療といった不採算医療や高度・専門医療などを提供する役割を担っていく必要があります。</p>	<p>・診療報酬改定の内容に基づく時点修正</p>

プラン【改訂版】（素案・たたき台）	現行プラン	備考																																																																																																																								
<p>IV 医療従事者等の確保対策</p> <p>1 現状 道立病院が地域に必要な医療を継続して提供していけるよう、医療の質の維持・向上を図り、診療報酬上の施設基準や算定要件を満たして経営の改善を目指すためには、医師をはじめとする医療従事者の確保が重要です。また、令和6年4月から始まる医師の時間外労働の上限規制など働き方改革に向け、適切な労務管理と勤務環境の整備を推進していく必要があります。</p> <p>(1) 医師</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医育大学に対し、積極的に派遣要請を行うとともに、道外勤務医師に対する募集活動等を行っています。 ○ 羽幌病院及び子ども総合医療・療育センターにおいては、専門研修プログラムを策定し、専攻医の確保に努めています。 ○ 医師事務作業補助者や病棟支援専門員の配置により、医師等が業務に専念できるよう、勤務環境の改善を図っています。 <p>【各年度医師数の推移】 (各年度4月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>H30</th> <th>R1(H31)</th> <th>R2</th> <th>R3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>江差</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>9</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>羽幌</td> <td>7</td> <td>8</td> <td>9</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>緑ヶ丘</td> <td>9</td> <td>8</td> <td>7</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>向陽ヶ丘</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>コドモックル</td> <td>41</td> <td>39</td> <td>41</td> <td>43</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 看護職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 看護師養成校への訪問や民間企業等主催の合同企業説明会などにおいてPR活動を行い、勤務希望者の増加に向け、取組を進めています。 ○ 新人看護師キャリアアッププランを策定し、個人がキャリアを積むことができるよう、取組を進めています。 ○ 新人看護師及び中途採用看護師に対しては、面談機会を確保しながら、離職の防止に努めています。 <p>【各年度看護職員数の推移】 (各年度4月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>H30</th> <th>R1(H31)</th> <th>R2</th> <th>R3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>江差</td> <td>86</td> <td>83</td> <td>88</td> <td>89</td> </tr> <tr> <td>羽幌</td> <td>37</td> <td>37</td> <td>35</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>緑ヶ丘</td> <td>75</td> <td>71</td> <td>65</td> <td>66</td> </tr> <tr> <td>向陽ヶ丘</td> <td>56</td> <td>54</td> <td>56</td> <td>54</td> </tr> <tr> <td>コドモックル</td> <td>213</td> <td>223</td> <td>231</td> <td>227</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 薬剤師などその他の職種</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 薬剤師などその他の職種の確保については、各職種関係団体を通じた募集活動のほか、ホームページ・SNSを活用した確保対策を実施しています。 	区分	H30	R1(H31)	R2	R3	江差	10	10	9	10	羽幌	7	8	9	8	緑ヶ丘	9	8	7	6	向陽ヶ丘	5	5	5	5	コドモックル	41	39	41	43	区分	H30	R1(H31)	R2	R3	江差	86	83	88	89	羽幌	37	37	35	40	緑ヶ丘	75	71	65	66	向陽ヶ丘	56	54	56	54	コドモックル	213	223	231	227	<p>IV 医療従事者等の確保対策</p> <p>1 現状 道立病院が地域に必要な医療を継続して提供していけるよう、医療の質の維持・向上を図り、診療報酬上の施設基準や算定要件を満たして経営の改善を目指すためには、医師をはじめとする医療従事者の確保が重要です。</p> <p>(1) 医師</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医育大学に対し、積極的に派遣要請を行うとともに、道外勤務医師に対する募集活動等を行っています。 ○ 羽幌病院及び子ども総合医療・療育センターにおいては、専門研修プログラムを策定し、専攻医の確保に努めています。 ○ 医師事務作業補助者や病棟支援専門員の配置により、医師等が業務に専念できるよう、勤務環境の改善を図っています。 <p>【各年度医師数の推移】 (各年度4月末日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1(H31)</th> <th>R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>江差</td> <td>11</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>羽幌</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>8</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>緑ヶ丘</td> <td>9</td> <td>9</td> <td>8</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>向陽ヶ丘</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>コドモックル</td> <td>38</td> <td>41</td> <td>39</td> <td>41</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 看護職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 看護師養成校への訪問や民間企業等主催の合同企業説明会などにおいてPR活動を行い、勤務希望者の増加に向け、取組を進めています。 ○ 新人看護職員キャリアアッププランを策定し、個人がキャリアを積むことができるよう、取組を進めています。 ○ 新人看護職員に対しては、面談機会を確保しながら、離職の防止に努めています。 <p>【各年度看護職員数の推移】 (各年度4月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1(H31)</th> <th>R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>江差</td> <td>88</td> <td>86</td> <td>83</td> <td>88</td> </tr> <tr> <td>羽幌</td> <td>38</td> <td>37</td> <td>37</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>緑ヶ丘</td> <td>75</td> <td>75</td> <td>71</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td>向陽ヶ丘</td> <td>55</td> <td>56</td> <td>54</td> <td>56</td> </tr> <tr> <td>コドモックル</td> <td>212</td> <td>213</td> <td>223</td> <td>231</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 薬剤師などその他の職種</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 薬剤師などその他の職種の確保については、各職種関係団体を通じた募集活動のほか、ホームページ・SNSを活用した確保対策を実施しています。 	区分	H29	H30	R1(H31)	R2	江差	11	10	10	9	羽幌	6	7	8	9	緑ヶ丘	9	9	8	7	向陽ヶ丘	5	5	5	5	コドモックル	38	41	39	41	区分	H29	H30	R1(H31)	R2	江差	88	86	83	88	羽幌	38	37	37	35	緑ヶ丘	75	75	71	65	向陽ヶ丘	55	56	54	56	コドモックル	212	213	223	231	<p>・国のガイドラインに基づく追加</p> <p>・年度更新による修正</p> <p>・キャリアアッププランの改正による修正</p> <p>・キャリアアッププランの改正による修正</p> <p>・年度更新による修正</p>
区分	H30	R1(H31)	R2	R3																																																																																																																						
江差	10	10	9	10																																																																																																																						
羽幌	7	8	9	8																																																																																																																						
緑ヶ丘	9	8	7	6																																																																																																																						
向陽ヶ丘	5	5	5	5																																																																																																																						
コドモックル	41	39	41	43																																																																																																																						
区分	H30	R1(H31)	R2	R3																																																																																																																						
江差	86	83	88	89																																																																																																																						
羽幌	37	37	35	40																																																																																																																						
緑ヶ丘	75	71	65	66																																																																																																																						
向陽ヶ丘	56	54	56	54																																																																																																																						
コドモックル	213	223	231	227																																																																																																																						
区分	H29	H30	R1(H31)	R2																																																																																																																						
江差	11	10	10	9																																																																																																																						
羽幌	6	7	8	9																																																																																																																						
緑ヶ丘	9	9	8	7																																																																																																																						
向陽ヶ丘	5	5	5	5																																																																																																																						
コドモックル	38	41	39	41																																																																																																																						
区分	H29	H30	R1(H31)	R2																																																																																																																						
江差	88	86	83	88																																																																																																																						
羽幌	38	37	37	35																																																																																																																						
緑ヶ丘	75	75	71	65																																																																																																																						
向陽ヶ丘	55	56	54	56																																																																																																																						
コドモックル	212	213	223	231																																																																																																																						

「北海道病院事業改革推進プラン【改訂版】(素案・たたき台)」新旧対照表

プラン【改訂版】(素案・たたき台)	現行プラン	備考																																																												
<p>○ 令和2年度(2020年度)からは、新たな職種として社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師を配置しています。</p> <p>【各年度薬剤師数の推移】 (各年度4月1日現在)</p> <table border="1" data-bbox="228 367 1006 604"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>H30</th> <th>R1(H31)</th> <th>R2</th> <th>R3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>江差</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>羽幌</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>緑ヶ丘</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>向陽ヶ丘</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>コドモックル</td> <td>5</td> <td>7</td> <td>7</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 課題</p> <p>【医師確保】</p> <p>○ 各道立病院の医療機能を維持するためには、医師の安定的な確保が極めて重要であり、様々な機会を捉え、積極的に医師の確保に向けた取組を進めることが必要です。</p> <p>○ 専門研修の体制整備を行うとともに、専攻医確保に向けた初期臨床研修医へのPRや専門研修終了後の医師が、引き続き道立病院で勤務し、キャリアアップできる体制の整備を進めることが必要です。</p> <p>【看護職員確保】</p> <p>○ 道内における看護職員の需給見通しについて、道央圏以外の医療分野では令和7年(2025年)の需要数が就業者数を下回るものの、高齢化の進行に伴い、訪問看護や社会福祉施設の需要が高まることが見込まれていることから、看護職員の確保・定着が困難な地域では、病院に勤務する看護職員の確保がますます困難になることが予想されることから、様々な手法を用いた募集活動が必要です。</p> <p>【薬剤師、その他の職種の確保】</p> <p>○ 薬剤師などの職種についても、都市部へ人材が集中する傾向にあることから、計画的に人材を確保していく必要があります。</p> <p>【採用機会の拡大・弾力化】</p> <p>○ 受験者のニーズに応じて、引き続き採用機会の拡大を図るなど、人材の確保に努める必要があります。</p> <p>【業務内容や病院の立地条件に応じた評価】</p> <p>○ 地域事情や職種ごとの業務内容に応じた手当などについて、引き続き、診療報酬の改定や他の医療機関の実態等を踏まえた検討が必要です。</p> <p>【負担軽減と離職防止】</p> <p>○ 医療従事者の負担軽減や業務の効率化に向けた取組が必要です。</p>	区分	H30	R1(H31)	R2	R3	江差	3	3	3	3	羽幌	2	2	2	2	緑ヶ丘	2	2	2	2	向陽ヶ丘	2	2	1	1	コドモックル	5	7	7	7	<p>○ 令和2年度(2020年度)からは、新たな職種として社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師を配置しています。</p> <p>【各年度薬剤師数の推移】 (各年度4月1日現在)</p> <table border="1" data-bbox="1320 367 2098 604"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1(H31)</th> <th>R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>江差</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>羽幌</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>緑ヶ丘</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>向陽ヶ丘</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>コドモックル</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>7</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 課題</p> <p>【医師確保】</p> <p>○ 各道立病院の医療機能を維持するためには、医師の安定的な確保が極めて重要であり、様々な機会を捉え、積極的に医師の確保に向けた取組を進めることが必要です。</p> <p>○ 専門研修の体制整備を行うとともに、専攻医確保に向けた初期臨床研修医へのPRや専門研修終了後の医師が、引き続き道立病院で勤務し、キャリアアップできる体制の整備を進めることが必要です。</p> <p>【看護職員確保】</p> <p>○ 道内における看護職員の需給見通しについて、道央圏以外の医療分野では令和7年(2025年)の需要数が就業者数を下回るものの、高齢化の進行に伴い、訪問看護や社会福祉施設の需要が高まることが見込まれていることから、看護職員の確保・定着が困難な地域では、病院に勤務する看護職員の確保がますます困難になることが予想されます。</p> <p>【薬剤師、その他の職種の確保】</p> <p>○ 薬剤師などの職種についても、都市部へ人材が集中する傾向にあることから、計画的に人材を確保していく必要があります。</p> <p>【採用機会の拡大・弾力化】</p> <p>○ 受験者のニーズに応じて、引き続き採用機会の拡大を図るなど、人材の確保に努める必要があります。</p> <p>【業務内容や病院の立地条件に応じた評価】</p> <p>○ 地域事情や職種ごとの業務内容に応じた手当などについて、引き続き他の医療機関の実態等を踏まえた検討が必要です。</p> <p>【負担軽減と離職防止】</p> <p>○ <u>令和6年(2024年)4月に施行される医師の時間外労働の上限規制をはじめとした働き方改革に適切に対応するとともに、医療従事者の負担軽減や業務の効率化に向けた取組が必要</u>です。</p>	区分	H29	H30	R1(H31)	R2	江差	2	3	3	3	羽幌	1	2	2	2	緑ヶ丘	2	2	2	2	向陽ヶ丘	2	2	2	1	コドモックル	4	5	7	7	<p>・年度更新による修正</p> <p>・新型コロナウイルス感染症を含めた確保対策を踏まえ追加</p> <p>・診療報酬制度の変化に対応する追加</p> <p>・現行内容の下線部分は、追加項目に移行 ★ 1</p>
区分	H30	R1(H31)	R2	R3																																																										
江差	3	3	3	3																																																										
羽幌	2	2	2	2																																																										
緑ヶ丘	2	2	2	2																																																										
向陽ヶ丘	2	2	1	1																																																										
コドモックル	5	7	7	7																																																										
区分	H29	H30	R1(H31)	R2																																																										
江差	2	3	3	3																																																										
羽幌	1	2	2	2																																																										
緑ヶ丘	2	2	2	2																																																										
向陽ヶ丘	2	2	2	1																																																										
コドモックル	4	5	7	7																																																										

プラン【改訂版】（素案・たたき台）	現行プラン	備考
<p>○ 新人看護師や中途採用看護師との面談等を通じて、日頃の業務やキャリア形成に関する不安や悩みの解消を図り、早期離職を防止する取組をより一層進めることが必要です。</p> <p>【魅力ある職場づくり】</p> <p>○ 医療従事者のスキル取得やキャリア形成に向けた専門知識の取得に対する支援を継続するとともに、支援体制を周知し、人材確保に繋げていくことが必要です。</p> <p>○ 安定的に医師を確保するため、医学生や初期臨床研修医、専攻医の研修受入機関となるなど、医育大学等と連携した指導体制の充実を図る必要があります。</p> <p>○ 職員の仕事や職場への意欲、満足度、問題意識を把握し、働きやすい環境を整備する必要があります。</p> <p>【医師の働き方改革】</p> <p>○ <u>令和6年(2024年)4月に施行される医師の時間外労働の上限規制をはじめとした働き方改革に適切に対応することが必要です。</u></p> <p>【医療環境の変化に柔軟に対応できる機動的かつ効率的な組織編成・人員配置】</p> <p>○ 診療報酬制度に適切に対応し、新たな施設基準・加算の取得や行った診療行為をもれなく適正に請求できるよう、医事担当職員の知識・技術の向上が必要です。</p> <p>○ 診療情報管理士など専門知識を有する人材等の配置について、必要に応じた検討が必要です。</p> <p>○ 事務職員については、全てを知事部局からの出向に頼っている状況にあることから、病院経営に精通した人材の育成が必要です。</p> <p>3 今後の取組</p> <p>【大学や養成機関などへの要請強化等】</p> <p>○ 医師確保に向け、医育大学が医師派遣を継続しやすい環境や医師が働きやすい環境の整備に取り組みつつ、今後とも各道立病院の医療機能の維持に必要な医師派遣について道内3医育大学に対し、積極的に要請するほか、道外勤務医師に対する募集活動や支援活動を強化します。</p> <p>○ 専攻医確保に向けて、専門研修プログラムの充実や指導医の確保に積極的に取り組むとともに、自治医科大学卒業医師や地域枠医師の配置が促進される体制の整備を進めます。</p> <p>○ 道内外の養成校へのPR活動やインターンシップの実施、SNS等を効果的に活用した募集活動など、看護師確保に向けた取り組みを積極的に進めます。</p> <p>○ 新人看護師が主体的にキャリア形成を進めていくプロセスをサポートし、看護の基本を学び、柔軟に幅広く看護を提供できる人材を育成するための「新人看護師キャリアアッププラン」に取り組み、募集活動を進めます。</p>	<p>○ 新人看護職員との面談やアンケートなどを通じて、日頃の業務やキャリア形成に関する不安や悩みの解消を図り、早期離職を防止する取組をより一層進めることが必要です。</p> <p>【魅力ある職場づくり】</p> <p>○ 医療従事者のスキル取得やキャリア形成に向けた専門知識の取得に対する支援の継続が必要です。</p> <p>○ 安定的に医師を確保するため、医学生や初期臨床研修医、専攻医の研修受入機関となるなど、医育大学等と連携した指導体制の充実を図る必要があります。</p> <p>○ 職員の仕事や職場への意欲、満足度、問題意識を把握し、働きやすい環境を整備する必要があります。</p> <p>(プランP30 IV 医療従事者等の確保対策【負担軽減と離職防止】)</p> <p>○ <u>令和6年(2024年)4月に施行される医師の時間外労働の上限規制をはじめとした働き方改革に適切に対応するとともに、</u></p> <p>【医療環境の変化に柔軟に対応できる機動的かつ効率的な組織編成・人員配置】</p> <p>○ 診療報酬制度に適切に対応し、新たな施設基準・加算の取得や行った診療行為をもれなく適正に請求できるよう、医事担当職員の知識・技術の向上が必要です。</p> <p>○ 診療情報管理士など専門知識を有する人材等の配置について、必要に応じた検討が必要です。</p> <p>○ 事務職員については、全てを知事部局からの出向に頼っている状況にあることから、病院経営に精通した人材の育成が必要です。</p> <p>3 今後の取組</p> <p>【大学や養成機関などへの要請強化等】</p> <p>○ 医師確保に向け、医育大学が医師派遣を継続しやすい環境や医師が働きやすい環境の整備に取り組みつつ、今後とも各道立病院の医療機能の維持に必要な医師派遣について道内3医育大学に対し、積極的に要請するほか、道外勤務医師に対する募集活動や支援活動を強化します。</p> <p>○ 専攻医確保に向けて、専門研修プログラムの充実や指導医の確保に積極的に取り組むとともに、自治医科大学卒業医師や地域枠医師の配置が促進される体制の整備を進めます。</p> <p>○ 道内外の養成校へのPR活動やインターンシップの実施、SNS等を活用した募集活動など、看護師確保に向けた取り組みを積極的に進めます。</p> <p>○ <u>新卒看護師が道立病院の広域医療（江差・羽幌）、精神医療（緑ヶ丘・向陽ヶ丘）、高度専門医療（コドモックル）の3分野のうち、2分野の看護を経験させる「新人看護職員キャリアアッププラン」に今後とも取り組みます。</u></p>	<p>・キャリアアッププランの改正による修正</p> <p>・キャリアアッププランの改正による追加</p> <p>・国のガイドラインに基づき項目を追加 ★1</p> <p>・募集希望者の要望に的確に対応する文言を追加</p> <p>・キャリアアッププランの改正による修正</p>

プラン【改訂版】（素案・たたき台）	現行プラン	備考
<p>○ 薬剤師などその他の職種についても、職員の年齢構成や病院の機能等を考慮しながら、計画的に人材確保対策を講じます。</p> <p>【採用機会の拡大・弾力化】</p> <p>○ 看護師や薬剤師などについては、受験者のニーズに応じて、試験地の拡充や臨時試験を実施するなど、採用機会の拡大を図ります。</p> <p>【業務内容や病院の立地条件に応じた評価】</p> <p>○ 地域事情や職種ごとの業務内容に応じた手当等の導入について、診療報酬の改定や他の医療機関の実態等を踏まえ検討を進めます。</p> <p>【負担軽減と離職防止】</p> <p>○ 医師事務作業補助者や病棟支援専門員など業務支援を行う職員の配置等の検討を進め、医療従事者の負担軽減や業務の効率化に取り組みます。</p> <p>○ 新人看護師や中途採用看護師に対する面談機会の確保やアンケートの実施などにより、フォローアップ体制の充実や早期離職防止に努めます。</p> <p>【魅力ある職場づくり】</p> <p>○ 魅力ある病院づくりに向けて、医療従事者が道立病院に勤務しながらキャリアアップを図ることができるよう、学会への参加や民間病院への派遣研修の実施等、資格の取得をはじめ、専門知識の習得に向けた支援の充実を図るほか、引き続きキャリアアッププランを進めます。</p> <p>○ とりわけ、医師については、医学生や初期臨床研修医、専攻医の研修受入機関となるなど、医育大学等と連携して指導体制の充実に努めます。</p> <p>○ 職員採用の募集活動に当たっては、研修費用の支援や他の職場からの応援体制によるキャリア形成に向けた支援の内容について積極的な周知に努めます。</p> <p>○ 道立病院局育児休業代替任期付職員制度や交代制勤務の選択制を活用するほか、職員満足度調査等を活用し、勤務環境の改善に努めます。 (※交代制勤務の選択制：2交代または3交代の選択が可能。)</p> <p>【医師の働き方改革】</p> <p>○ 働き方改革に対応するため、労務管理により、長時間となっている時間外労働の縮減など勤務環境の改善が図られるよう取組を進めます。</p> <p>○ 院内外の研修受講による医療従事者の資質向上を図るとともに、院内における他職種の役割分担、医師事務作業補助者の配置など業務の効率化によるタスクシフト/シェアに努めます。</p>	<p>○ 薬剤師などその他の職種についても、職員の年齢構成や病院の機能等を考慮しながら、計画的に人材確保対策を講じます。</p> <p>【採用機会の拡大・弾力化】</p> <p>○ 看護師や薬剤師などについては、受験者のニーズに応じて、試験地の拡充や臨時試験を実施するなど、採用機会の拡大を図ります。</p> <p>【業務内容や病院の立地条件に応じた評価】</p> <p>○ 地域事情や職種ごとの業務内容に応じた手当等の導入について、他の医療機関の実態等を踏まえ検討を進めます。</p> <p>【負担軽減と離職防止】</p> <p>○ 医師等医療従事者の負担軽減や業務の効率化に向けて、医師事務作業補助者など業務支援を行う職員の配置等を検討するなど、<u>タスクシフト/シェアの取組を推進</u>します。</p> <p>○ <u>新規採用看護師</u>に対する面談機会の確保やアンケートの実施などにより、フォローアップ体制の充実や早期離職防止に努めます。</p> <p>【魅力ある職場づくり】</p> <p>○ 魅力ある病院づくりに向けて、医療従事者が道立病院に勤務しながらキャリアアップを図ることができるよう、学会への参加や民間病院への派遣研修の実施等、資格の取得をはじめ、専門知識の習得に向けた支援の充実を図るほか、引き続きキャリアアッププランの<u>実施を進めます。</u></p> <p>○ とりわけ、医師については、医学生や初期臨床研修医、専攻医の研修受入機関となるなど、医育大学等と連携して指導体制の充実に努めます。</p> <p>○ 職員採用の募集活動に当たっては、研修費用の支援や他の職場からの応援体制によるキャリア形成に向けた支援の内容について積極的な周知に努めます。</p> <p>○ 道立病院局育児休業代替任期付職員制度や交代制勤務の選択制を活用するほか、職員満足度調査等を活用し、<u>タスクシフト/シェアを推進するなど、国の働き方改革の動向も見据えながら、勤務環境の改善に努めます。</u> (※交代制勤務の選択制：2交代または3交代の選択が可能。)</p> <p>(プランP32 IV 医療従事者等の確保対策【負担軽減と離職防止】)</p> <p>○ <u>医師等医療従事者の負担軽減や業務の効率化に向けて、医師事務作業補助者など業務支援を行う職員の配置等を検討するなど、タスクシフト/シェアの取組を推進</u></p> <p>(プランP32 IV 医療従事者等の確保対策【魅力ある職場づくり】)</p> <p>○ <u>タスクシフト/シェアを推進するなど、国の働き方改革の動向も見据えながら、</u></p>	<p>・診療報酬制度の変化に対応する追加</p> <p>・現行内容の下線部分は、追加項目に移行 ★2</p> <p>・キャリアアッププランの改正による修正</p> <p>・事業実施による文言削除</p> <p>・現行内容の下線部分は、追加項目に移行 ★2</p> <p>・国のガイドラインに基づき項目を追加</p> <p>・記載内容を追加項目に移行し、文言を一部修正 ★2</p>

「北海道病院事業改革推進プラン【改訂版】（素案・たたき台）」新旧対照表

プラン【改訂版】（素案・たたき台）	現行プラン	備考
<p>【医療環境の変化に柔軟に対応できる機動的かつ効率的な組織編成・人員配置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医事担当職員等研修会の開催など、医事担当職員の質の向上を図るほか、診療情報管理士など、専門知識を有する人材等の配置について、引き続き検討を進めます。 ○ 患者サービスの向上に向けて、精神保健福祉士、社会福祉士などを配置している地域連携室を中心に、各関係機関との連携強化や入退院支援機能を十分に発揮できるよう取組を進めます。 ○ 自治体病院等との派遣・交流などを通じた病院経営に精通する職員の育成について検討を進めます。 	<p>【医療環境の変化に柔軟に対応できる機動的かつ効率的な組織編成・人員配置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医事担当職員等研修会の開催など、医事担当職員の質の向上を図るほか、診療情報管理士など、専門知識を有する人材等の配置について、引き続き検討を進めます。 ○ 患者サービスの向上に向けて、精神保健福祉士、社会福祉士などを配置している地域連携室を中心に、各関係機関との連携強化や入退院支援機能を十分に発揮できるよう取組を進めます。 ○ 自治体病院等との派遣・交流などを通じた病院経営に精通する職員の育成について検討を進めます。 	
<p>道立病院新人看護職員キャリアアッププラン及び看護職員教育プログラム</p>	<p>道立病院新人看護職員キャリアアッププランの概要</p>	

プラン【改訂版】（素案・たたき台）	現行プラン	備考
<p>V 機能分化・連携強化</p> <p>1 現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 南檜山圏域や留萌圏域では、圏域の医療機能を概ね公立病院で担っており、高度急性期患者への対応を南渡島や上川、札幌など他圏域に依存している状況にあります。 ○ 北見病院は、平成 30 年(2018 年)4 月から指定管理者制度を導入し、運営を委任するとともに、2 病院によるハートチーム委員会の設置、ハイブリッド手術室や精密呼吸機能検査機器の共同利用など、北見赤十字病院との連携の強化、一体的運営を推進しています。 <p>2 課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域医療構想の実現と地域包括ケアシステムの構築に向けて、限られた医療資源を効果的かつ効率的に活用していく必要があります。 ○ 江差病院の精神医療については、二次医療圏で唯一の入院医療を提供している中、病床利用率が低下している状況にあります。 ○ 精神科病院においては、国が進める「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組を進める必要があります。 <p>3 今後の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 江差病院においては、地域医療構想の実現と地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域医療連携推進法人南檜山メディカルネットワークにおける取組を通じて、医療機関や介護サービス事業者などとの機能分化及び連携強化を推進します。 ○ 江差病院の精神医療については、二次医療圏で唯一の入院医療を提供している中、病床利用率が低下していることから、地域の医療ニーズを把握しながら、今後の方向性を検討します。 ○ 羽幌病院においては、地域センター病院として、同一圏域の地域センター病院である留萌市立病院との役割分担及び連携を図りながら、総合診療を中心とした体制により、留萌中北部地域のかかりつけ医、救急医療機関としての役割を担っていきます。 ○ 羽幌病院において、地域包括ケアシステムの構築に向けて、関係機関と連携しながら、退院後の患者・家族に対する支援のより一層の充実を図ります。 ○ 江差病院及び羽幌病院においては、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 許可病床数と運用病床数の適正化に努めるとともに、今後とも空き病床の有効活用を進めます。 ・ ICT を活用した診療情報の共有や離島への診療支援を行うとともに、地域医療 	<p>V 再編・ネットワーク化</p> <p>1 現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 南檜山圏域や留萌圏域では、圏域の医療機能を概ね公立病院で担っており、高度急性期患者への対応を南渡島や上川、札幌など他圏域に依存している状況にあります。 ○ 北見病院は、平成 30 年(2018 年)4 月から指定管理者制度を導入し、運営を委任するとともに、2 病院によるハートチーム委員会の設置、ハイブリッド手術室や精密呼吸機能検査機器の共同利用など、北見赤十字病院との連携の強化、一体的運営を推進しています。 <p>2 課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域医療構想の実現と地域包括ケアシステムの構築に向けて、限られた医療資源を効果的かつ効率的に活用していく必要があります。 ○ 江差病院の精神医療については、二次医療圏で唯一の入院医療を提供している中、病床利用率が低下している状況にあります。 ○ 精神科病院においては、国が進める「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組を進める必要があります。 <p>3 今後の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 江差病院においては、地域医療構想の実現と地域包括ケアシステムの構築に向けて、「地域医療連携推進法人」制度を活用し、医療機関や介護サービス事業者などの機能分担及び業務の連携を進めます。 ○ 江差病院の精神医療については、二次医療圏で唯一の入院医療を提供している中、病床利用率が低下していることから、地域の医療ニーズを把握しながら、今後の方向性を検討します。 ○ 羽幌病院においては、地域センター病院として、同一圏域の地域センター病院である留萌市立病院との役割分担及び連携を図りながら、総合診療を中心とした体制により、留萌中北部地域のかかりつけ医、救急医療機関としての役割を担っていきます。 ○ 江差病院及び羽幌病院においては、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 許可病床数と稼働病床数の適正化に努めるとともに、今後とも空き病床の有効活用を進めます。 ・ ICT を活用した診療情報の共有や離島への診療支援を行うとともに、地域医療 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国のガイドラインに基づき章名を修正 ・ 現状の対応状況を踏まえた時点修正 ・ 章名修正により、記載を必要とする内容を追記 ・ 文言修正

プラン【改訂版】（素案・たたき台）	現行プラン	備考
<p>構想調整会議の活用を図るなどして、地域の関係機関や他圏域の急性期病院との連携を一層進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域に必要な医療を提供できるよう、医師等医療従事者の確保に努めるとともに、専門医等が不在の診療科などについては、医育大学や専門医のいる医療機関との遠隔医療システムの導入を促進します。 <p>○ 緑ヶ丘病院及び向陽ヶ丘病院においては、許可病床数と運用病床数の適正化に努めるとともに、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けて、地域連携室を中心に関係機関と連携しながら、退院後の患者・家族に対する支援のより一層の充実を図ります。</p> <p>○ 子ども総合医療・療育センターについては、高度・専門医療機能を十分に発揮しながら、道内の医療機関からの患者の受入など、医療連携に貢献します。</p> <p>○ 北見病院においては、今後とも隣接する北見赤十字病院との一体的な運営により、オホーツク第三次医療圏における循環器・呼吸器疾患に対する高度・専門医療提供体制のより一層の充実を図ります。</p>	<p>構想調整会議の活用を図るなどして、地域の関係機関や他圏域の急性期病院との連携を一層進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域に必要な医療を提供できるよう、医師等医療従事者の確保に努めるとともに、専門医等が不在の診療科などについては、医育大学や専門医のいる医療機関との遠隔医療システムの導入を促進します。 <p>○ 緑ヶ丘病院及び向陽ヶ丘病院においては、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けて、地域連携室を中心に関係機関と連携しながら、退院後の患者・家族に対する支援のより一層の充実を図ります。</p> <p>○ 子ども総合医療・療育センターについては、高度・専門医療機能を十分に発揮しながら、道内の医療機関からの患者の受入など、医療連携に貢献します。</p> <p>○ 北見病院においては、今後とも隣接する北見赤十字病院との一体的な運営により、オホーツク第三次医療圏における循環器・呼吸器疾患に対する高度・専門医療提供体制のより一層の充実を図ります。</p>	<p>・現状の対応を踏まえた追記</p>

プラン【改訂版】（素案・たたき台）	現行プラン	備考
<p>VI 新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組</p> <p>道立病院では、新型コロナウイルス感染症への対応として、陽性患者の受け入れをはじめ、市町村が実施するワクチン接種会場への医療従事者の派遣などを行っています。</p> <p>今般の新型コロナウイルス感染症対応を踏まえ、平時から新興感染症の感染拡大時等に備えた取組を推進していきます。</p> <p>1 現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルス感染症への対応にあたっては、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保健所との連携の下、新興感染症発生状況に応じた入院医療を確保しています。 ・ 自治体におけるワクチン接種について、医師等を派遣しています。 ・ 地域の医療機関や宿泊療養施設、集団感染が発生した施設へ感染管理認定看護師を派遣しています。 ・ 発熱者等への電話による診療やオンラインによる患者家族の面会など、院内感染防止対策に向けた取組を進めています。 ○ 「院内感染対策マニュアル」を整備し感染防止に努めているほか、院内に感染対策チームを設置し、定期的な院内巡回により点検と改善を行っています。 ○ 専門人材の確保・育成にあたり、感染管理認定看護師研修の受講や院内感染対策等の研修会を定期的に開催しています。 ○ 役割や機能に応じて、検査機器や簡易陰圧装置などを整備するとともに、感染防護具等の感染対策に必要な消耗品の整備を行っています。 ○ 江差病院では、南檜山圏域における唯一の第二種感染症指定医療機関として医療の提供に努めています。 <p>2 課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 感染拡大防止対策を実施しながら、他の医療機関や関係機関と連携し、地域に必要な医療の提供を継続していく必要があります。 ○ 感染管理に精通する職員の配置や感染防止に向けた研修の開催など、院内全体で感染症に対応する体制を充実することが必要です。 ○ 感染症患者に対する医療の提供や、疑い患者に対する検査を実施する体制を確保する必要があります。 <p>3 今後の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新興感染症への対応にあたっては、これまでの新型コロナウイルス感染症への対応状況やその時々国の動向を踏まえつつ、関係機関等と連携し、各病院の役割や機能に応じて、地域に必要な診療体制の確保に努めます。 	<p>(プラン P37 VI 経営の効率化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>感染管理に精通する職員の配置や感染防止に向けた研修の開催など、院内体制を強化することが必要です。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国のガイドラインに基づき章名を追加 ・ 他の章と同様に、現状、課題、今後の取組による項目を設定 ・ 記載内容を移行し、文言を一部修正 ★ 3

プラン【改訂版】（素案・たたき台）	現行プラン	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・ 江差病院 第二種感染症指定医療機関として、保健所をはじめ、他の医療機関や関係機関と連携し、感染症病床での患者の受入れなど、地域の感染症対策の中心的な役割を担います。 ・ 羽幌病院 感染拡大時には、保健所をはじめ、他の医療機関や関係機関と連携し、入院医療に対応するなど、必要な診療体制の構築に努めます。 ・ 緑ヶ丘病院・向陽ヶ丘病院 院内において感染症患者が発生した際には、保健所と連携し、院内感染対策を講じた上で入院医療体制の確保を図ります。 ・ 子ども総合医療・療育センター 感染拡大時には、保健所をはじめ、他の医療機関や関係機関と連携し、入院医療に対応するなど、必要な診療体制の構築に努めます。 ・ 北見病院 感染拡大時には、保健所をはじめ、北見赤十字病院など他の医療機関や関係機関と連携し、入院医療に対応するなど、必要な診療体制の構築に努めます。 ○ 感染管理認定看護師など感染管理に精通する職員の配置や感染防止に向けた院内外の研修の実施、平時からの健康管理や標準予防策などの感染予防策の徹底、感染対策に必要な施設・設備の点検・整備、院内感染発生時の対応方針の共有など、日頃から必要な体制整備に努めながら安全・安心な医療の確保を図ります。 ○ 日頃から、各病院においてマスクやフェイスガード等の必要な感染防護具を備蓄するとともに、感染拡大時の流通状況によっては本庁において卸業者から一括して購入し各病院に配付するなど、必要量の確保に努めます。 	<p>(プランP9 Ⅲ 1 江差病院(5)今後の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルスなどの感染症に対しては、保健所をはじめ、他の医療機関や関係機関との連携の上、感染症病床での患者の受入れなど、第二種感染症指医療機関として、地域の感染症対策の中心的な役割を担います。 <p>(プランP13 Ⅲ 2 羽幌病院(5)今後の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルスなどの感染症に対しては、保健所をはじめ、他の医療機関や関係機関との連携の上、入院医療に対応するなど、必要な診療体制の構築に努めます。 <p>(プランP16、P19 Ⅲ 3 緑ヶ丘病院 及び 4 向陽ヶ丘病院(5)今後の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルスなどの感染症に対しては、患者が発生した際には、保健所との連携の下、発生状況に応じた入院医療の確保を図ります。 <p>(プランP24 Ⅲ 5 子ども総合医療・療育センター(5)今後の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルスなどの感染症に対しては、保健所をはじめ、他の医療機関や関係機関との連携の上、疑似症患者の検体の採取など、必要な診療体制の構築に努めます。 <p>(プランP28 Ⅲ 6 北見病院(5)今後の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルスなどの感染症に対しては、保健所をはじめ、他の医療機関や関係機関との連携の上、入院医療に対応するなど、必要な診療体制の構築に努めます。 <p>(プランP40 VI 経営の効率化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>感染管理認定看護師など感染管理に精通する職員の配置や感染防止に向けた研修の実施、感染予防策の徹底など、院内の体制強化に努めながら危機管理に取り組みます。</u> <p>(プランP40 VI 経営の効率化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>各病院においてマスクやフェイスガード等の感染防護具の備蓄を進めるとともに、本庁においても卸業者から一括購入し各病院へ配付するなど、必要な感染防護具の確保に努めます。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各病院の記載内容を移行・集約するとともに、文言を一部修正 ・ 記載内容を移行し、文言を一部修正 ★ 4 ・ 記載内容を移行し、文言を一部修正 ★ 5

「北海道病院事業改革推進プラン【改訂版】(素案・たたき台)」新旧対照表

プラン【改訂版】(素案・たたき台)	現行プラン	備考
<p>Ⅵ 経営の効率化</p> <p>今後とも、道立病院が地域で良質な医療を継続的に提供し続けるためにも、経営の効率化を図り、持続可能な病院経営を実現していかねばなりません。</p> <p>経営の効率化に向けて、他の自治体病院の状況も参考にしながら、収益や費用等病院の経営に関連する経営指標と、各病院の役割・機能に関する機能指標について、必要な数値目標を設定し、本プランの計画期間中の達成を目指します。</p> <p>1 現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 経常収支比率は、新型コロナウイルス感染症関連補助金の影響があり、令和3年度(2021年度)で101.6%となっています。 ○ また、医業収支比率については、患者数の減などに伴う収益の減少などにより、低下傾向にあります。 ○ 診療報酬の外部点検や院内に設置した診療報酬適正化委員会等による施設基準・加算取得の見直しなどにより、患者1人当たり収益は、年々増加している傾向にあります。 ○ 病院事業独自の勤務条件の設定や採用機会の拡大などにより、医師、看護師等医療従事者の確保に取り組んでいます。 ○ 精神保健福祉士等の職種の新たな設置や多様な職種の柔軟な採用・配置により診療報酬の加算取得が可能となるなど、収益確保や経営改善に向けた取組を進めています。 ○ マイナンバーカードによるオンライン資格確認システムを導入し、運用を開始するとともに、医療情報システムのバックアップやウイルス対策ソフトの導入など、セキュリティ対策に取り組んでいます。 <p>2 課題</p> <p>【患者数の確保、新規患者の掘り起こし】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域連携室を中心に地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の支援を行う必要があります。 ○ 健康診断や人間ドックの受託の働きかけに継続して取り組む必要があります。 	<p>Ⅵ 経営の効率化</p> <p>今後とも、道立病院が地域で良質な医療を継続的に提供し続けるためにも、経営の効率化を図り、持続可能な病院経営を実現していかねばなりません。</p> <p>経営の効率化に向けて、他の自治体病院の状況も参考にしながら、収益や費用等病院の経営に関連する経営指標と、各病院の役割・機能に関する機能指標について、必要な数値目標を設定し、本プランの計画期間中の達成を目指します。</p> <p>1 現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 経常収支比率は、人口減少による患者数の減などにより、収益が減少しており、令和元年度(2019年度)で98.7%となっています。また、一般会計負担金についても、平成29年度(2017年度)から年々増加し、令和元年度(2019年度)には6,444百万円となっています。 ○ 医業収支比率についても、患者数の減などに伴う収益の減少などにより、年々悪化している傾向にあります。 ○ 診療報酬の外部点検や院内に設置した診療報酬適正化委員会等による施設基準・加算取得の見直しなどにより、患者1人当たり収益は、各病院において、年々増加している傾向にあります。 ○ 病院事業独自の勤務条件の設定や採用機会の拡大などにより、医師、看護師等医療従事者の確保に取り組んでいます。 ○ 精神保健福祉士等の職種の新たな設置や多様な職種の柔軟な採用・配置により診療報酬の加算取得が可能となるなど、収益確保や経営改善に向けた取組を進めています。 <p>2 課題</p> <p>【患者数の確保、新規患者の掘り起こし】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域連携室を中心に地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の支援を行う必要があります。 ○ 健康診断や人間ドックの受託の働きかけに継続して取り組む必要があります。 	<p>・章の追加による繰り下げ</p> <p>※グラフ中の令和3年度数値は、決算見込</p> <p>・直近の状況による修正</p> <p>・直近の状況による修正</p> <p>・国のガイドラインに基づき項目を追加</p>

プラン【改訂版】（素案・たたき台）	現行プラン	備考
<p>○ 各病院で受けられる医療サービスや活動内容等について、住民にとって入手しやすく、かつ、わかりやすい情報を発信することにより、情報を利用しやすい環境を構築する必要があります。</p> <p>○ 地域に根ざした病院となるため、病院への理解促進に努めるとともに、健康への関心を高め、病気の早期発見につなげることができるよう、住民の意識の醸成を図る必要があります。</p> <p>【病院が有する機能の有効活用】</p> <p>○ 今後も設備投資に見合った効果を発揮するため、新規患者の掘り起こしや圏域での共同利用の推進を図る必要があります。</p> <p>○ 道立病院の管理栄養士や理学療法士などの医療従事者を有効活用する観点から、多職種連携の協議や地元自治体の保健活動に積極的に参加するなど、地域の連携活動を通じた取組が必要です。</p> <p>【適切な診療報酬の獲得】</p> <p>○ 各病院において取得済みの施設基準を適切に管理するとともに、新たな基準や加算の取得、診療報酬改定に対応するため、医事部門の専門性の向上を図る必要があります。</p> <p>【道立病院の利用促進】</p> <p>○ 患者満足度調査等を通じ、患者サービス・療育環境の向上に取り組んでいく必要があります。</p> <p>○ 地域ニーズを把握し、道立病院を利用しやすい環境となるよう検討する必要があります。</p> <p>【費用の縮減】</p> <p>○ 患者負担の軽減や費用の縮減を図るため、治療に影響のない範囲で後発医薬品の採用拡大を進める必要があります。</p> <p>【経営基盤の強化】</p> <p>○ 医療提供を支える人材を確保する取組の継続や将来にわたり病院運営の中核を担う人材の育成が必要です。</p> <p>○ 病院事業管理者が迅速かつ適切な経営判断により、リーダーシップを最大限発揮できるよう、引き続き業務執行体制を整備する必要があります。</p>	<p>○ 各病院で受けられる医療サービスや活動内容等について、住民にとって入手しやすく、かつ、わかりやすい情報を発信することにより、情報を利用しやすい環境を構築する必要があります。</p> <p>○ 地域に根ざした病院となるため、病院への理解促進に努めるとともに、健康への関心を高め、病気の早期発見につなげることができるよう、住民の意識の醸成を図る必要があります。</p> <p>【病院が有する機能の有効活用】</p> <p>○ 今後も設備投資に見合った効果を発揮するため、新規患者の掘り起こしや圏域での共同利用の推進を図る必要があります。</p> <p>○ 道立病院の管理栄養士や理学療法士などの医療従事者を有効活用する観点から、多職種連携の協議や地元自治体の保健活動に積極的に参加するなど、地域の連携活動を通じた取組が必要です。</p> <p>【適切な診療報酬の獲得】</p> <p>○ 各病院において取得済みの施設基準を適切に管理するとともに、新たな基準や加算の取得、診療報酬改定に対応するため、医事部門の専門性の向上を図る必要があります。</p> <p>【道立病院の利用促進】</p> <p>○ 患者満足度調査等を通じ、患者サービス・療育環境の向上に取り組んでいく必要があります。</p> <p>○ 地域ニーズを把握し、道立病院を利用しやすい環境となるよう検討する必要があります。</p> <p>【費用の縮減】</p> <p>○ 患者負担の軽減や費用の縮減を図るため、治療に影響のない範囲で後発医薬品の採用拡大を進める必要があります。</p> <p>【経営基盤の強化】</p> <p>○ 医療提供を支える人材を確保する取組の継続や将来にわたり病院運営の中核を担う人材の育成が必要です。</p> <p>○ <u>感染管理に精通する職員の配置や感染防止に向けた研修の開催など、院内体制を強化することが必要です。</u></p> <p>○ 病院事業管理者が迅速かつ適切な経営判断により、リーダーシップを最大限発揮できるよう、引き続き業務執行体制を整備する必要があります。</p>	<p>・ 現行の下線部分は「VI 新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組」に移行 ★ 3</p>

プラン【改訂版】（素案・たたき台）	現行プラン	備考
<p>【デジタル化への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 外部からの接続に対応するため、医療情報システムのセキュリティ対策など安全管理を進める必要があります。 <p>【職員の経営改革意識の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療の質を上げるとともに、患者サービスの向上を図ることができるよう、職員のモチベーションを高める取組を進める必要があります。 <p>3 設定する指標及び数値目標</p> <p>経営改善を進めるための経営指標と各病院の医療機能に関する機能指標に区分して設定します。</p> <p>なお、各病院の数値目標は、「Ⅷ 収支計画及び数値目標」に掲載します。</p> <p>（1）経営指標及び数値目標</p> <p>① 収支状況に関する指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経常収支比率 病院の医業活動と医業外活動に伴う収益（他会計負担金を含む）と費用の割合を示す指標です。 ・ 医業収支比率 病院の医業活動に伴う収益と費用の割合を示す指標です。 <p>② 収益確保に関する指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 病床利用率（一般・精神） 病床がどのくらいの割合で利用されているかを示す指標であり、本プランでは運用病床数に対する割合としています。 ・ 1日平均患者数（入院・外来） 地域の人口が減少する中においても、患者数の確保を目指します。 ・ 患者1人1日当たり収益（入院・外来） 診療の収益性を示す指標であり、診療報酬制度の変化に迅速かつ柔軟に対応し、診療単価の増加を目指します。 <p>③ 経費縮減に関する指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医薬材料費対医業収益比率 医業費用の縮減に向けて、医薬材料の廉価購入の取組に努め、病院ごとに改善を目指します。 ・ 後発医薬品使用割合 後発医薬品の採用数量の割合を高めることで、医薬材料費の縮減につなげていきます。 <p>（2）機能指標及び数値目標</p> <p>各病院の有する機能が発揮できているかを点検・検証する観点から、病院ごとに次の指標を設定します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 手術件数（子ども総合医療・療育センター、北見病院） ・ 紹介患者件数（江差病院、羽幌病院） ・ 地域包括ケア病床利用率（江差病院、羽幌病院） 	<p>【職員の経営改革意識の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療の質を上げるとともに、患者サービスの向上を図ることができるよう、職員のモチベーションを高める取組を進める必要があります。 <p>3 設定する指標及び数値目標</p> <p>経営改善を進めるための経営指標と各病院の医療機能に関する機能指標に区分して設定します。</p> <p>なお、各病院の数値目標は、「Ⅷ 収支計画及び数値目標」に掲載します。</p> <p>（1）経営指標及び数値目標</p> <p>① 収支状況に関する指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経常収支比率 病院の医業活動と医業外活動に伴う収益（他会計負担金を含む）と費用の割合を示す指標です。 ・ 医業収支比率 病院の医業活動に伴う収益と費用の割合を示す指標です。 <p>② 収益確保に関する指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 病床利用率（一般・精神） 病床がどのくらいの割合で利用されているかを示す指標であり、本プランでは稼働病床数に対する割合としています。 ・ 1日平均患者数（入院・外来） 地域の人口が減少する中においても、患者数の確保を目指します。 ・ 患者1人1日当たり収益（入院・外来） 診療の収益性を示す指標であり、診療報酬制度の変化に迅速かつ柔軟に対応し、診療単価の増加を目指します。 <p>③ 経費縮減に関する指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医薬材料費対医業収益比率 医業費用の縮減に向けて、医薬材料の廉価購入の取組に努め、病院ごとに改善を目指します。 ・ 後発医薬品使用割合 後発医薬品の採用数量の割合を高めることで、医薬材料費の縮減につなげていきます。 <p>（2）機能指標及び数値目標</p> <p>各病院の有する機能が発揮できているかを点検・検証する観点から、病院ごとに次の指標を設定します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 手術件数（子ども総合医療・療育センター、北見病院） ・ 紹介患者件数（江差病院、羽幌病院） ・ 地域包括ケア病床利用率（江差病院、羽幌病院） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国のガイドラインに基づき項目を追加 ・ 文言修正

「北海道病院事業改革推進プラン【改訂版】（素案・たたき台）」新旧対照表

プラン【改訂版】（素案・たたき台）	現行プラン	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護件数、デイケア件数（緑ヶ丘病院、向陽ヶ丘病院） ・精神科救急入院料病棟病床利用率（緑ヶ丘病院） ・認知症疾患医療センター新規患者数（向陽ヶ丘病院） ・新生児特定集中治療室における他の周産期母子医療センターからの受入率（子ども総合医療・療育センター） <p>4 経営改善に向けた取組</p> <p>本プランに基づく経営改善の着実な推進及び各種指標の目標達成に向けて、収益の確保、費用の縮減、経営基盤の強化、職員の経営改革意識の向上を柱に、具体的な取組を進めます。</p> <p>（1）収益の確保</p> <p>① 患者数の確保、新規患者の掘り起こし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域連携室を中心に他の医療機関や介護サービス事業者等と一層の連携強化を図ります。 ・地域連携室の活動などを通じて、健康診断や人間ドックの受託促進に取り組みます。 ・市民講座や研修会の開催、地域のイベントへの参画などを通じ、住民が健康への関心を高め、病気の早期発見につなげることができるよう、住民の意識の醸成を図ります。 ・ホームページや広報誌等の各種媒体を有効に活用し、病院広報の充実を図ります。 <p>② 病院が有する機能の有効活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高額医療機器の利用増や周辺医療機関との共同利用を推進します。 ・地域の連携活動を通じて、道立病院の医療従事者の有効活用に努めます。 <p>③ 適切な診療報酬の獲得</p> <ul style="list-style-type: none"> ・診療報酬に関する外部点検や請求事務委託業者との連携の強化による請求漏れの改善及び診療報酬改定、病院の機能見直し等に対応した新たな施設基準・加算取得の検討を進めます。 ・新たな施設基準・加算の取得に向けて、院内の関係部門が連携しながら、研修会の開催など、医事部門の専門性の向上を図ります。 <p>④ 道立病院の利用促進に向けた取組の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・患者満足度調査等を通じて、病院が提供しているサービスに対する利用者の評価を把握し、患者サービス、療養環境の向上を図ります。 ・各病院における関係機関との連携活動や受療動向のデータ分析を通じて把握した地域ニーズを病院運営に反映し、患者や家族にとって利用しやすい環境となるよう検討を進め、患者の確保を図ります。 ・ホームページや広報誌等の各種媒体を有効に活用し、病院広報の一層の充実を図り、各病院の機能や役割に関する住民理解を促進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護件数、デイケア件数（緑ヶ丘病院、向陽ヶ丘病院） ・精神科救急入院料病棟病床利用率（緑ヶ丘病院） ・認知症疾患医療センター新規患者数（向陽ヶ丘病院） ・新生児特定集中治療室における他の周産期母子医療センターからの受入率（子ども総合医療・療育センター） <p>4 経営改善に向けた取組</p> <p>本プランに基づく経営改善の着実な推進及び各種指標の目標達成に向けて、収益の確保、費用の縮減、経営基盤の強化、職員の経営改革意識の向上を柱に、具体的な取組を進めます。</p> <p>（1）収益の確保</p> <p>① 患者数の確保、新規患者の掘り起こし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域連携室を中心に他の医療機関や介護サービス事業者等と一層の連携強化を図ります。 ・地域連携室の活動などを通じて、健康診断や人間ドックの受託促進に取り組みます。 ・市民講座や研修会の開催、地域のイベントへの参画などを通じ、住民が健康への関心を高め、病気の早期発見につなげることができるよう、住民の意識の醸成を図ります。 ・ホームページや広報誌等の各種媒体を有効に活用し、病院広報の充実を図ります。 <p>② 病院が有する機能の有効活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高額医療機器の利用増や周辺医療機関との共同利用を推進します。 ・地域の連携活動を通じて、道立病院の医療従事者の有効活用に努めます。 <p>③ 適切な診療報酬の獲得</p> <ul style="list-style-type: none"> ・診療報酬に関する外部点検や請求事務委託業者との連携の強化による請求漏れの改善及び診療報酬改定、病院の機能見直し等に対応した新たな施設基準・加算取得の検討を進めます。 ・新たな施設基準・加算の取得に向けて、院内の関係部門が連携しながら、研修会の開催など、医事部門の専門性の向上を図ります。 <p>④ 道立病院の利用促進に向けた取組の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・患者満足度調査等を通じて、病院が提供しているサービスに対する利用者の評価を把握し、患者サービス、療養環境の向上を図ります。 ・各病院における関係機関との連携活動や受療動向のデータ分析を通じて把握した地域ニーズを病院運営に反映し、患者や家族にとって利用しやすい環境となるよう検討を進め、患者の確保を図ります。 ・ホームページや広報誌等の各種媒体を有効に活用し、病院広報の一層の充実を図り、各病院の機能や役割に関する住民理解を促進します。 	

プラン【改訂版】（素案・たたき台）	現行プラン	備考
<p>(2) 費用の縮減</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 無駄のない適正な管理経費の執行による医業費用の節減を図ります。 ○ 費用対効果や必要性、機器導入後の保守も見据え、医療機器等を整備します。 ○ 患者負担の軽減、費用の縮減に結びつく後発医薬品の採用拡大に努めます。 <p>(3) 経営基盤の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 診療機能維持に必要な医師等医療従事者の確保に努めます。 ○ 自治体病院等との派遣・交流などを通じた病院経営に精通する職員の育成について検討します。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 病院事業管理者が医療環境への変化に即した的確な経営判断とリーダーシップを発揮し、経営改革を推進することができるよう、引き続き業務執行体制の整備に努めます。 <p>(4) デジタル化への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ マイナンバーカードの健康保険証利用について、院内掲示等により普及啓発に努めます。 ○ 国が作成した「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を踏まえるとともに、医療情報システムの保守業者との連携を図るなど、セキュリティ対策に取り組めます。 <p>(5) 職員の経営改革意識の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 病院事業管理者による経営方針の徹底と職員への経営情報の共有を図ります。 ○ 病院事業の運営向上に向けて、他病院の好事例の共有化を図るとともに、職員表彰の実施など、職員のモチベーションを高める取組を実施します。 <p>5 経営形態の移行</p> <p>病院事業は、地方公営企業法の財務規定の一部適用により運営していましたが、平成29年(2017年)4月より経営形態の見直しを行い、地方公営企業法の全部適用へ移行しました。</p> <p>地方公営企業法の全部適用への移行により、独自に人材を採用することや業務内容に応じた手当の創設などが可能になったことを受けて、地域の医療ニーズに応じた職種間の定数の柔軟な見直しに加え、専門医を目指す専攻医の指導に当たる医師を確保するための「指導医手当」を創設したほか、診療報酬の新たな加算取得が可能となるよう、精神保健福祉士などの職種の配置を進めるなど、経営改善に取り組んできました。</p> <p>病院事業は厳しい経営状況にありますが、引き続き現行の全部適用のメリットを最大限活用しながら経営改善に向けた取組を推進していきます。</p>	<p>(2) 費用の縮減</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 無駄のない適正な管理経費の執行による医業費用の節減を図ります。 ○ 費用対効果や必要性、機器導入後の保守も見据え、医療機器等を整備します。 ○ 患者負担の軽減、費用の縮減に結びつく後発医薬品の採用拡大に努めます。 <p>(3) 経営基盤の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 診療機能維持に必要な医師等医療従事者の確保に努めます。 ○ 自治体病院等との派遣・交流などを通じた病院経営に精通する職員の育成について検討します。 ○ <u>感染管理認定看護師など感染管理に精通する職員の配置や感染防止に向けた研修の実施、感染予防策の徹底など、院内の体制強化に努めながら危機管理に取り組みます。</u> ○ <u>各病院においてマスクやフェイスガード等の感染防護具の備蓄を進めるとともに、本庁においても卸業者から一括購入し各病院へ配付するなど、必要な感染防護具の確保に努めます。</u> ○ 病院事業管理者が医療環境への変化に即した的確な経営判断とリーダーシップを発揮し、経営改革を推進することができるよう、引き続き業務執行体制の整備に努めます。 <p>(4) 職員の経営改革意識の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 管理者による経営方針の徹底と職員への経営情報の共有を図ります。 ○ 病院事業の運営向上に向けて、他病院の好事例の共有化を図るとともに、職員表彰の実施など、職員のモチベーションを高める取組を実施します。 <p>5 経営形態の移行</p> <p>病院事業は、地方公営企業法の財務規定の一部適用により運営していましたが、平成29年(2017年)4月より経営形態の見直しを行い、地方公営企業法の全部適用へ移行しました。</p> <p>地方公営企業法の全部適用への移行により、独自に人材を採用することや業務内容に応じた手当の創設などが可能になったことを受けて、地域の医療ニーズに応じた職種間の定数の柔軟な見直しに加え、専門医を目指す専攻医の指導に当たる医師を確保するための「指導医手当」を創設したほか、診療報酬の新たな加算取得が可能となるよう、精神保健福祉士などの職種の配置を進めるなど、経営改善に取り組んできました。</p> <p>病院事業は厳しい経営状況にありますが、引き続き現行の全部適用のメリットを最大限活用しながら経営改善に向けた取組を推進していきます。</p>	<p>・現行の下線部分は「VI 新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組」に移行★4</p> <p>・現行の下線部分は「VI 新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組」に移行★5</p> <p>・国のガイドラインに基づき項目を追加</p> <p>・項目の追加による繰り下げ</p> <p>・文言追加</p>